

吹田市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部改正が行われたため、その改正内容に沿って、吹田市国民健康保険条例の一部改正を行うものです。

(改正内容)

出産育児一時金については、吹田市国民健康保険条例第4条第1項において、「404,000円」を支給すると定めていますが、今回、国の改正に伴い「408,000円」に引き上げるものです。

(施行期日)

令和4年1月1日

(改正の背景)

国民健康保険における出産に伴う給付としての出産育児一時金については、現在、産科医療補償制度を利用する場合において、分娩（医療）機関が掛金相当額として支払う金額16,000円を加算した計420,000円を支払うことにしています。

今回、国において、令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が16,000円から12,000円に引き下げられること、及び社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について420,000円を維持すべきとされたことを踏まえ、出産育児一時金本体部分につきましては、現在の健康保険法施行令に規定する出産育児一時金の額「404,000円」を「408,000円」に引き上げ、総額420,000円を維持することとするものです。

(その他)

出産育児一時金の加算額については、別途吹田市国民健康保険条例施行規則を改正し「16,000円」から「12,000円」とする予定です。